

【送出側】

新型コロナウイルス感染症の影響で、従業員の方を休業させている・させたい事業主の皆様へ

在籍型出向での人材の送り出しを検討ありませんか。産業雇用安定助成金をご利用いただけます。

従業員の方を休業させた場合、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金のご利用が可能です。

産業雇用安定助成金は、従業員を、人材を求める他の企業に在籍型出向をさせることで、出向元・出向先企業の双方が助成金の対象となります。

長期間の休業による従業員の方のモチベーションの低下を防ぎたい、新型コロナ禍を契機に従業員の方に他業種での経験を積ませて会社全体のレベルアップを図りたい、といった事業所の方は利用をご検討下さい。

出向、助成金の制度を知りたい。

厚生労働省ホームページ

在籍型出向支援 厚生労働省 検索

- 在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック
- 産業雇用安定助成金リーフレット
- 産業雇用安定助成金ガイドブック 等

在籍型出向について相談したい。出向先企業を探したい。

裏面の「連絡票」で産業雇用安定センターへFax又は郵送願います。ご相談に応じます。

助成金（産業雇用安定助成金）について相談、確認したい。

宮崎労働局助成金センターまでご連絡下さい。(0985-62-3125)

F A X

0985-38-7758

郵送の場合は、下記の住所までお願いいたします。

出向送出希望事業主連絡票

◎ 事業所名：

\_\_\_\_\_

〒

◎ 所在地：

\_\_\_\_\_

農林水産業・建設業・製造業・運輸業・卸売業

◎ 業 種： 小売業・宿泊業・飲食業・医療・福祉業・警備業

○印をつけて サービス業・その他（ ）  
ください。

\_\_\_\_\_

◎ 電話番号：

\_\_\_\_\_

◎ ご担当者名：

\_\_\_\_\_